



仲村千鶴子 議員



録画映像

質問1 国民健康保険税率の見直しの考えはあるのか

市長 条例改正を行い、令和5年度の税額に適用してまいりたい

質問

問 国民健康保険を安定的に運営するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国の財政支援の拡充により、国民健康保険の財政の基盤強化を図るとともに、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに、国民健康保険の運営を担うこととなりました。

業を運営していますが、この運営方針の中で、令和8年度までを期限として資産割を廃止し、さらには、令和12年度をめどに統一保険税率を目指すこととしています。

国保税の税率改正についてですが、本市の国保税の税率改正を行うこれまでの考え方として、財政調整基金の残高が、北海道に納付する国保事業費納付金のおおむね3カ月相当額を上回ることが想定される場合、税率を引き下げることが検討するとしており、令和3年度財政調整基金残高が約3億円となり、北海道に納付する国保事業費納付金のおおむね3カ月相当額になったこと、及び北海道の運営方針の中での資産割を廃止することなどを踏まえ、令和4年度において税率改正に向け具体的に検討を進めてまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症により、国民健康保険税の減免制度がありますが、長引くコロナ禍に加えて、原油価格や物価高騰の影響により、生活者や事業者は様々な分野で大きな負担を強いられています。

保険税率の見直しが必要と考えますが、市長の見解をお伺いします。

答(市長) 平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となり、北海道国民健康保険運営方針を策定し、国民健康保険事

質問2 北斗市と地元気象台との連携状況は

市長 昨年度は、気象防災ワークショップをオンラインで実施

問 気象庁では、地域防災支援の取り組みを推進しています。

具体的な取り組みとして、平常時には気象防災ワークショップなどの開催や防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが行われ、災害時には早い段階から記者会見などを実施し、住民に見通しを伝えるとともにホットラインによる首長への助言などを行うとされています。そこで北斗市と地元気象台との連携状況についてお伺いします。

答(市長) 気象庁は、防災気象情報の提供が、地域住民の的確な防災行動に結びつくよう、市町村や都道府県と一体となって連携し、地域の気象防災に貢献するため、地域防災業務支援の取り組みを推進しており、毎年、函館地方気象台の台長のほか、防災担当の職員が来庁され、気象情報に関する最新の動きや気象台の取り組みについて、私が直接説明をお伺いし、意見交換を行っています。

ワークショップについては、コロナ禍の影響により、昨年度はオンライン会議で実施したところですが、注意報や警報発令時における対応のポイントや、気象庁のホームページで提供される防災気象

情報の読み解き方法などの学習機会として、今後も継続実施していくこととなっています。

また、緊急時には、気象台が持つ情報を台長から直接、市長に連絡が入るホットラインの実施、さらには、災害発生が予見される段階から、JETT(ジェット)と呼ばれる気象庁防災対応支援チームを派遣し、市町村の防災対応を直接支援するなど、地域防災支援業務の強化が図られています。

本市としても、万が一の災害発生時に、迅速かつ適切に対応していくため、こうした取り組みの実効性が高まるよう、平時から気象台と緊密に連携し、万全な協力関係を構築していくことが重要であると認識しています。

あなたのまちに気象防災アドバイザーを!

出典：気象庁リーフレット